夜間金庫規定

鹿児島みらい農業協同組合

お願い：この規定は、夜間金庫のご利用の基本となるものですから
ご熟読のうえ、お手元にお備えおきください。

夜間金庫規定

１．（利用目的）

この夜間金庫は、当組合における本人名義の当座勘定、普通貯金、その他の貯金へ入金するための窓口営業時間外に利用して下さい。

２．（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する２月末までとし、契約期間満了日までにご本人または当組合から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

３．（使用料）

（１）この夜間金庫の使用料は、信用事業に係る取扱手数料の料率により１ヶ月分を月払いするものとし、毎月当組合所定の日に、ご本人が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を１ヶ月として、その月１ヶ月分から月払いで支払ってください。

（２）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日の属する月の翌月から適用します。

なお、使用料を変更する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表します。

４．（利用方法）

（１）この夜間金庫を利用するときは、現金の他貯金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当組合所定の貯金入金票及び通帳とともに当組合所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠の上夜間金庫に投入してください。尚、貯金入金票には、氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入して下さい。

（２）入金袋を投入した後は、夜間金庫の扉が閉じたことを確認の上、日付、時間を記したレシートを受け取って下さい。

５．（貯金への受入処理）

（１）この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当組合所定の手続きにより確認の上指定の貯金口座に受入れますので、遅延なく受入金額を確認して下さい。

（２）前項の取扱いにあたり、貯金入金票に記載された金額が当組合で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、貯金への受入金額は、当組合で確認した金額によるものとします。この処理をした上は、当組合はその責任を負いません。

６.（入金袋等の返却）　入金袋並びに通帳等は、当組合の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店の上受け取って下さい。

７.（届出事項の変更等）
（１）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は、責任を負いません。
投入口扉鍵等を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
（２）届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

８.（鍵の保管等）
（１）投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行って下さい。
（２）入金袋の鍵正副２個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当組合が保管し、入金袋の開閉に使用します。

９.（鍵、入金袋の喪失・き損）
　投入口鍵、入金袋及び入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当組合に届け出て下さい。尚、この場合修理・再製費または鍵前等の取替えに要する費用を負担して下さい。

１０.（損害の負担等）
　この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当組合の責めによらない事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この夜間金庫について第１条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当組合は責任を負いません。

１１.（解約等）
（１）この契約は、本人または、当組合の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋及び入金袋正鍵を直ちに当組合へお返し下さい。
（２）この夜間金庫は、次の第１号、第２号、第３号のいずれかにも該当しない場合に使用することができ、第１号、第２号、第３号の一にでも該当する場合には、当組合はこの夜間金庫の使用申込をお断わりするものとします。また、前項の他、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの夜間金庫の使用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときには、直ちに投入口鍵、入金袋鍵

および入金袋正鍵を当組合へ返してください。

第１号　本人が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

第２号　本人が次のいずれかに該当したことが判明した場合

１．　暴力団

２．　暴力団員

３．　暴力団準構成員

４．　暴力団関係企業

５．　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

６．　その他前各号に準ずる者

第３号　本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

１．暴力的な要求行為

２．法的な責任を超えた不当な要求行為

３．取引に関して、脅迫的な行動をし、または暴力を用いる行為

４．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

５．その他前各号に準ずる行為

１２．（譲渡・転貸等の禁止）

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れしすることはできません。尚、投入口鍵、入金袋及び入金袋正鍵についても同様とします。

１３．（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当組合当座勘定規定、普通貯金規定等の該当する貯金規定により取扱います。

１４．（規定の変更等）

（１）この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

鹿児島みらい農業協同組合

改正日：令和２年４月１日